

毎週火、金曜日発行(但休日、土曜日は翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物(号外は翌日)

鳥取県公報

目次
◇訓令 鳥取県土木出張所処務規程

訓令

鳥取県訓令第七号

土木出張所

土木出張所処務規程(昭和二十八年七月鳥取県訓令第十七号)の全部を次のように改正する。

昭和三十八年五月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県土木出張所処務規程

(目的)

第一条 この訓令は、土木出張所(以下「出張所」とい

う。)の事務の取扱いを明確にし、もつて土木行政を適正かつ能率的に遂行することを目的とする。

(事務分掌の基準)

第二条 土木出張所長(以下「所長」という。)は、鳥取県行政組織規程(昭和二十八年四月鳥取県規則第二十四号)第五十九条第二項の規定に基づき、課、係及び駐在所の分掌事務を定め、又はこれを変更するときは、事務の同質性、管理能力の範囲及び負荷の均衡等について事務の能率的処理ができるように考慮を払わなければならない。

(職員の仕事分担)

第三条 職員の仕事分担は、所長が課長又は駐在所長の意見を徴してこれを定めなければならない。

(所長の専決事項)

第四条 次に掲げる事項は、所長において専決することができる。ただし、第二十五号及び第二十六号に規定する事項については、鳥取県鳥取土木出張所長、鳥取県郡家土木出張所長及び鳥取県根雨土木出張所長を、

第二十七号に規定する事項については鳥取県鳥取土木出張所長を、第二十八号から第三十一号までに規定する事項については、鳥取県鳥取土木出張所長及び鳥取県郡家土木出張所長を除くものとし、日野郡の区域に係る第二十五号及び第二十六号に規定する事項については、これを鳥取県米子土木出張所長の専決事項とする。

一 天災地変等による災害を防止するため、予算の範囲内において、一箇所の工事費十万円未満の臨機の処置を講ずること。ただし、上司の指揮を受けるいともがない場合に限る。

二 請負契約の対象となる部分に係る設計金額(以下「請負対象設計金額」という。)が五十万円未満の工事又は請負契約の対象となる部分に相当する部分の設計金額が五十万円未満の直営工事の執行に関すること。

三 一般競争入札又は指名競争入札により契約を締結する請負対象設計金額三百万円未満の工事の入札及

び契約に関すること。ただし、入札者の決定を除く。

四 鳥取県建設工事執行規則(昭和二十八年一月鳥取県規則第三号) 別記建設工事請負契約約款(以下「契約約款」という。)第一条第三項の規定に基づく工程表の承認に関すること。

五 契約約款第三条の規定に基づく金銭保証人又は工事完成保証人の承認に関すること。

六 工事に緊急を要する場合工事の中間検査をするに及び設計変更その他の理由により工事の中止を命ずること。

七 工事の出来高検査及び請負対象設計金額百万円未満の工事の完成検査に関すること。

八 予定価格三十万円未満の工食用材料、機械及び器具の購入、借入れ、修繕及び運搬に関すること。

九 土地、土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第五条に掲げる権利若しくは同法第六条に掲げる立木、建物その他土地に定着する物件の取得若しくは使用、同法第五条に掲げる権利の消滅若しくは

制限又は同法第七条に掲げる土石砂れきの取得(以下「土地等の取得又は使用」という。)に関すること。ただし、負担附寄附又は負担附贈与を除く。

十 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)に基づく不動産の登記に関すること。

十一 道路、河川敷、海岸保全区域その他国有の土地及び公有水面並びに港湾施設の一時占用又は一時使用の許可又は承認に関すること。

十二 道路、河川敷その他国有の土地の竹木及び雑草の採取許可に関すること。

十三 道路、河川敷その他国有の土地及び公有水面の境界確定に関すること。

十四 河川、海岸保全区域、砂防指定地域その他国有の土地及び公有水面の産物のうち土石砂れきで干立方メートル未満のもの採取許可に関すること。

十五 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第三十条第一項第一号若しくは第二号又は同条第三項の規定に基づく電柱、水管、下水道管及びガス管の設

置に係る道路の占用の許可に関すること。ただし、当該工作物又は物件の設置に係る掘さく面積が三十平方メートルをこえるもの並びに同法第三十二条第一項第一号の規定に基づく電柱の設置に係る道路の占用の許可のうち、道路面上に設置するもの及び道路の法面上の中央部から道路面側に設置するものに係る道路の占用の許可を除く。

十六 道路法第四十六条第一項若しくは第二項の規定に基づく道路の通行の禁止及び制限又は同法第四十七条第二項の規定に基づく車両の通行の措置に関すること。

十七 掘さく面積三十平方メートル未満の道路の掘さくに関すること。

十八 既に許可をしたもの又は承認をしたものに係る継続願に対する許可又は承認に関すること。

十九 道路、河川、海岸保全区域その他の国有の土地及び公有水面並びに港湾施設に係る占用料、使用料又は産物採取料の調査決定及び出納員をしてこれ

らの徴収又は収納の手續をさせることに關すること。
二十 車両制限令(昭和三十六年政令第二百六十五号)第十四条の規定に基づく特殊車両の通行の認定に關すること。

二十一 道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第七十八条第二項の規定に基づき道路の使用の許可申請書を所轄警察署長に送付し、又は同法第八十条の規定に基づく所轄警察署長との協議に關すること。

二十二 都市計画法施行令(大正八年勅令第四百八十二号)第十一条から第十一条ノ三までの規定に基づく許可に關すること。ただし、鉄筋コンクリート又は鉄骨コンクリートで造られた建築物で階数(地階を含む。以下同じ。)が三以上のもの及び主要構造部が鉄筋コンクリート又は鉄骨コンクリートで造られた工作物(建築物を除く。以下同じ。)の新築、改築、増築又は除却に關する許可を除く。

二十三 土地区画整理法(昭和二十九年法律第一百九号)第七十六条第一項の規定に基づく許可に關する

こと。ただし、階数が三以上の建築物及び主要構造部が鉄筋コンクリート又は鉄骨コンクリートで造られた工作物の新築、改築又は増築に關する許可を除く。

二十四 鳥取県屋外広告物条例(昭和三十七年七月鳥取県条例第三十一号)第三条又は第四条の規定に基づく許可に關すること。ただし、国道若しくは県道又は国立公園、国定公園若しくは県立自然公園の区域内にかかる許可を除く。

二十五 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十五条第四項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可に關すること。

二十六 住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第五十六号)第二十三条第一項の規定に基づく受託業務に關すること。ただし、審査結果の認定を除く。

二十七 鳥取県営住宅管理条例(昭和三十四年十二月鳥取県条例第四十九号)及び鳥取県営住宅管理条例施行規則(昭和三十七年十二月鳥取県規則第七十号)

に基づく知事の権限に属する事項に關すること。ただし、家賃等の減免又は徴収猶予に關する事項を除く。

二十八 火薬類取締法(昭和二十五年法律第四百四十九号)第十七条の規定に基づく火薬類の譲渡又は譲受の許可に關すること。ただし、譲受の許可については、火薬二十五キログラム以下、爆薬十五キログラム以下、雷管三百個以下又は導火線五百メートル以下のものに限る。

二十九 火薬類取締法第二十五条第一項の規定に基づく火薬類の消費の許可のうち、火薬類二十五キログラム以下、爆薬十五キログラム以下、雷管三百個以下、導火線五百メートル以下又は煙火の消費の許可に關すること。

三十 火薬類取締法第四十三条の規定に基づく製造業者の製造所等の立入検査等に關すること。

三十一 火薬類取締法施行規則(昭和二十五年通商産業省令第八十八号)第十五条第二号から第五号まで

の規定に基づく火薬類の火薬庫外の貯蔵場所の指示に關すること。

2 所長は、前項第二号、第三号又は第八号の規定により締結した契約又は執行中の直営工事を変更する必要がある場合において、当該変更により契約金額又は直営工事の金額が増加するときは、前項第二号、第三号又は第八号の規定にかかわらず、それぞれに規定する金額の五割をこえない範囲でこれを変更することができる。ただし、請負対象設計金額が五十万円未満の隨意契約(一般競争入札又は指名競争入札に付しても入札者がないとき、又は再度入札に付しても落札者がないときに保証金及び期限を除くほか、当初競争に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更しないで契約する場合を除く。以下次条第一項第二号において同じ。)の場合においては、五十万円をこえてこれを変更してはならない。

(知事の承認を要する事項)
第五条 所長は、次の各号に掲げる事項を処理しようと

するときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

一 所長の県外出張を命令すること。ただし、上司の命令による場合を除く。

二 請負対象設計金額が三十万円以上の工事を随意契約により執行すること。

三 別に定めるところにより知事の承認を要する事項。
四 前三号に掲げるものを除くほか、重要又は異例と認められる事項。

2 所長は、工事の執行により不用となる県所有の土地を市町村その他の者に払い下げることを条件として工事を執行しようとする場合には、不用土地払下げ調書(第一号様式)によりあらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(知事に報告を要する事項)

第六条 所長は、次の各号の一に該当する場合には、すみやかにこれを知事に報告しなければならない。

一 職員の内部組織の所属又は事務分担を定めるとき。

二 工事が完成したとき。

三 かし担保期間中の工事目的物にかしを発見したとき。
四 第四条第一項第一号、第六号及び第十六号の規定に基づき専決処分をしたとき。

五 前各号に掲げるものを除くほか、重要又は異例と認められる事項。
2 所長は、工事の請負人が決定したときは、工事入札等執行報告書(第二号様式)によりすみやかにその旨を知事に報告しなければならない。

3 所長は、請負対象設計金額が五十万円以上の工事及び国庫補助金又は国庫負担金の交付の対象となる工事について、請負契約を締結したときは、契約書に関係書類を添えてその旨を知事に報告しなければならない。

4 工事に要する物件の購入又は借入については、前二項の規定を準用する。
5 所長は、工事の毎月の進ちよく状況を県費支弁工事進ちよく状況報告書(第三号様式)により、翌月の五

日までに知事に報告しなければならない。

6 所長は、工事の執行の結果不用となつた土地があるときは、不用土地調書を作成し、すみやかに知事に報告しなければならない。

(災害事務の報告等)

第七条 所長は、天災地変等による災害により執行中の工事の既済部分又は道路、橋梁、河川、海岸、砂防設備、港湾その他維持管理に係る土木施設又は工作物に被害があつたときは、その概況を急報するとともにその状況を詳細に調査し、すみやかに災害報告書(第四号様式)を知事に提出しなければならない。

2 所長は、前項の規定による報告をしたときは、別に定める様式により復旧工事設計書を作成し、目論見書(第五号様式)を添附してすみやかに知事に提出しなければならない。

(意見具申)

第八条 所長は、次の各号の一に該当する場合には、すみやかにその処置について知事に意見を具申しなければ

ならない。ただし、第四条の規定により所長が専決できる事項については、この限りでない。

一 請負契約の解除その他の契約約款に基づく処分をする必要があると認めるとき。

二 請負契約期間内に工事の完成又は材料の完納を期しがたいと認めるとき。

2 所長は、前項各号に規定するものを除くほか、重要又は異例と認められる事項の処置について知事に意見を具申しなければならない。

3 所長は、起工の決定を受けた工事のうち請負対象設計金額が五十万円以上の工事及び国庫補助金又は国庫負担金の交付の対象となる工事について当該請負契約が指名競争入札又は随意契約の方法により行なわれるときは、すみやかに指名競争入札に参加することができる者又は見積者を選定のうへ第六号様式により知事に内申しなければならない。

4 所長は、行政財産の用途を変更し、又は廃止する必要があると認めるときは、調査及び図面を添付して知

事に意見を具申しなければならない。

（進達）

第九条 所長は、次の各号の一に該当する場合には、すみやかにこれを知事に進達しなければならない。ただし、第四条の規定により所長が専決できる事項については、この限りでない。

- 一 契約約款第二十二條第一項又は第五項の規定による工事完成届又は工事手直し完了届を受理したとき。
- 二 契約約款第二十三條第一項の規定による工事請負代金額請求書を受理したとき。
- 三 契約約款第二十五條第一項の規定による工事請負代金額前払請求書を受理したとき。
- 四 契約約款第二十六條第二項の規定による部分払の請求書を受理したとき。
- 五 別に定めるところにより知事に対して進達を要する事項。

（副申）

第十条 所長は、前条に規定するものを除くほか、所長

を経由して知事に提出される申請書その他の書類を受理したときは、すみやかにこれについての意見を付し、知事に進達しなければならない。

（起工）

第十一条 所長は、当該年度内において執行する工事のうち、請負対象設計金額五十万円以上の工事、請負契約の対象となる部分に相当する部分の設計金額が五十万円以上の直営工事又は国庫補助金若しくは国庫負担金の交付の対象となる工事を執行しようとする場合においては、予算の範囲内で緩急をしんじやくし、別に定める様式により実施設計書及び関係書類を作成のうえ、知事に提出しなければならない。

2 所長は、工事の執行のため土地等の取得又は使用を要するものがあるときは、別に定める様式による調査を作成し、これを前項の実施設計書に添附しなければならない。

第十二条 所長は、起工の通知を受けたときは、すみやかに工事執行の手續をしなければならない。

2 入札者又は見積者に示す設計書には、金額及び歩掛を記載してはならない。

（工事の変更）

第十三条 所長は、起工後において工事を変更する必要があると認めるときは、変更設計書に関係書類を添付して知事に提出しなければならない。ただし、第四条の規定により所長が専決できる事項については、この限りでない。

2 前項の変更設計書は、新旧の設計が対象できるように作成するものとしなければならない。

（事務の代決）

第十四条 急を要する事務について所長が出張その他の理由により不在のため決裁を経ることができないときは、主務課長においてその事務を代決し、主務課長が出張その他の理由により不在のときは他の課長がその事務を代決することができる。

（代決の制限）

第十五条 代決者は、代決しようとする事項が次の各号

の一に該当する場合には、前条の規定にかかわらずこれを代決することができない。ただし、特に緊急を要するものであらかじめ所長において処理の方針を指示したも又は所長の指揮を受けて処理するものについてはこの限りでない。

- 一 新たな計画に関する事項
- 二 現に紛議争論があり又は処理の結果紛議争論を生ずるおそれがある事項
- 三 前二号に掲げるものを除くほか重要又は異例と認められる事項

2 代決者は、前項の規定により所長の指揮を受けることができない場合は、上司の指揮を受けて事務を処理することができる。

（代決後の処置）

第十六条 代決した事務は、代決者において後関の印を押し、起案者の責任において遅滞なく所長の後関を受けなければならない。ただし、定例又は軽易な事務についてはこの限りでない。

第2号様式

鳥取県知事

殿

工事入札等執行報告書

土木出張所長 園

発 第 年 月 日 号

入札 札号	工番 市郡	工事 簡. 所 町村 大字	工種	工 期	請負金額	入札(契約)日		落札者 (契約者)名	摘 要
						年 月 日	年 月 日		
				年 月 日	円	年 月 日	年 月 日		
				年 月 日	円	年 月 日	年 月 日		
~~~~~									
				年 月 日	円	年 月 日	年 月 日		

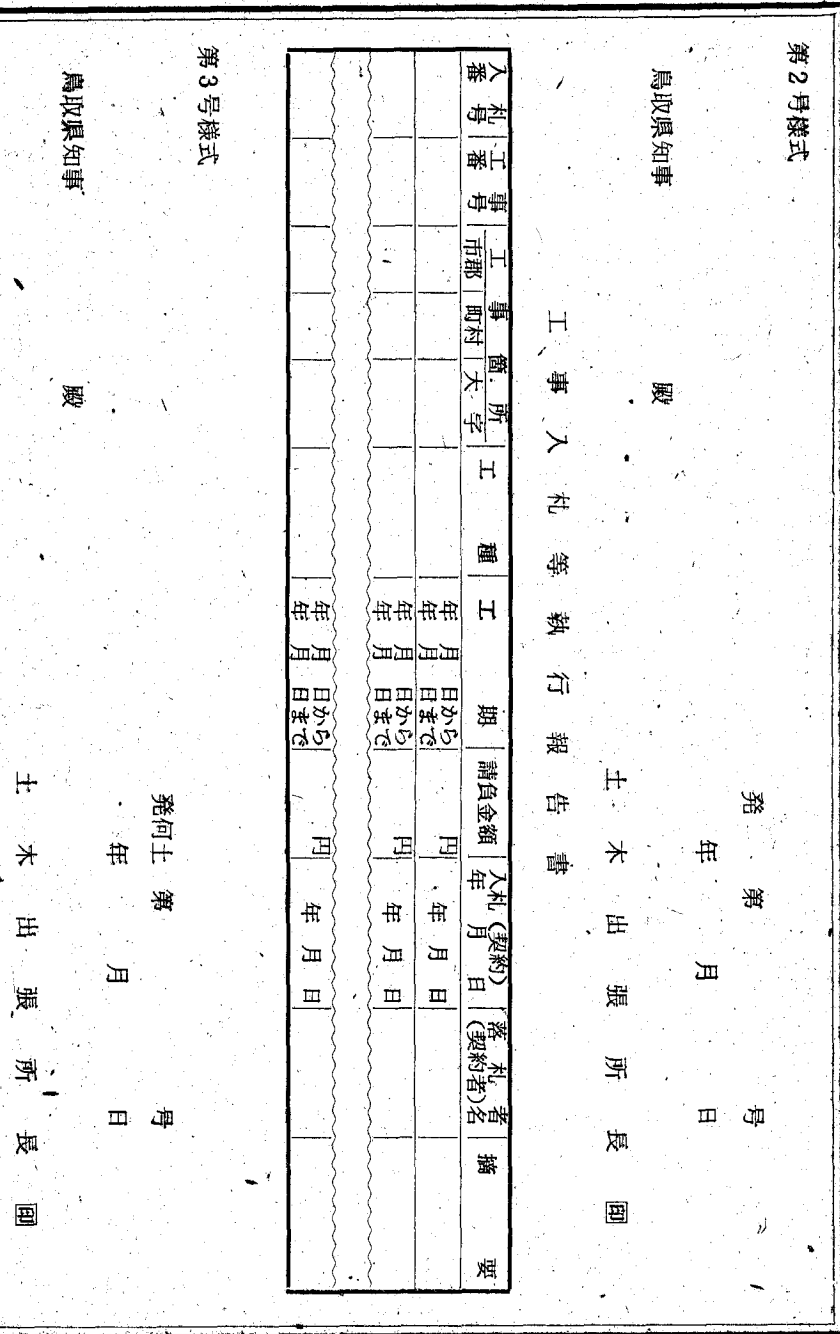
第3号様式

鳥取県知事

殿

土木出張所長 園

発何土 第 年 月 日 号



00601

何年何月中県費支弁工事進ちよく状況報告書

査 番 号	道路, 港, 橋	河川, 溝	工 事 名	工 事 市 郡	箇 所 町 村	所 大字	工 程	請 負 代 理	出 来 高 歩 合	同 左 金 額	着 手 月 日	完 了 期 限	請 負 者 名	備 考
~~~~~														

備 考

本表は工事中のもの及びその月に完成したものを記載すること。

本表は各主管課ごとくに別紙とすること。

出来高金額は円位止とする。

備考欄には材料準備中、設計変更中、延期出願中、検査不合格修理中等参考となる事項を記載すること。

第4号様式

発何土 第 年 月 日 号

鳥取県知事

殿

土木出張所長 園

00602

災 害 報 告 書

年 月 日から 年 月 日までの(暴風潮)により公共土木施設に下記のとおり災害が発生したから、公共土木施設災害従旧事業費国庫負担法施行規則第2条の規定に基づき報告します。

記

県、市町村工事

(金額の単位千円)

工種別	区別	県		市町村工事		計		摘 要
		箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	
河	川							
海	岸							
砂防	設備							
道	路							
橋	梁							
	計							

(備考 港湾災害は上記様式に準じ(工種別欄に港湾名を、摘要欄に施設概要を記入)県、市町村工) 事ごとにそれぞれ別葉とし、建設災害とは別に報告すること。

災害の原因 (暴風、高潮等)
日 雨 量 何ミリメートル (測点地点)

00603

公共土木施設 以外の主な被害

連続雨量 何ミリメートル ()
 風速 何メートル ()
 潮位 何メートル ()
 波浪 何メートル ()
 台風の中心示度 何ミリメートル ()

人的被害	死者不明	人 人 入		耕地被害	流失埋没		箇所
		人 人 入			水		
		死 傷 行方不明	全 半 流 床下浸水		冠 水	冠 水	
		戸 戸 戸 戸 戸	戸 戸 戸 戸 戸	田 畑	流失埋没	冠 水	メーター 変人 世帯
建 物 被 害				鉄道軌道被害 船舶被害 罹災世帯			

00604

鳥取県知事

殿

目 論 見 書

土木出張所長 園

年 月 日付災害報告による目論見書を別紙のとおり提出します。

(別紙一)

目 論 見 書 総 計 表

区分	県		市		町		村		工 事		計
	申 請 額	うち 転 属 又 は 未 成 額	申 請 額	うち 転 属 又 は 未 成 額	申 請 額	うち 転 属 又 は 未 成 額	申 請 額	うち 転 属 又 は 未 成 額	申 請 額	うち 転 属 又 は 未 成 額	
河 川											
海 岸											
砂 防 設 備											
道 路											
橋 梁											
計											

備考、港湾災害は目論見書別紙二のみ提出すること。

00605

(第3種郵便物認可)

00606

(第3種郵便物認可)

(別紙二)

目 論 見 書

(金額の単位千円)

整理 番 号	河 川 線	名 等	位 市 郡	町 村	置 大 字	申 請 工 事 費	うち 転 属 又 は 未 成 額	設 計 概 要	経 済 効 果	摘 要

備 考

- 1 県工事と市町村工事は別紙とすること。
- 2 整理番号は県工事、市町村工事に次の順序で一連番号により記載すること。
(1) 河川 (2) 海岸 (3) 砂防設備 (4) 道路 (5) 橋梁
- 3 市町村工事は、市町村別に記載すること。
- 4 河川については適用河川、準用河川の別を道路については一般、二級国道、主要、一般地方道別をそれぞれ適用欄に記載すること。
- 5 被災原因(冬期風浪、融雪、台風何号等)を適用欄に記載すること。

発秘向士第

年 月 日 号

鳥取県知事

殿

土木部長
管理課長
道路課長
河港課長
砂防課長
都市計画課長
建築課長

県工事請負業者指名内申及び審査票

土木出張所長

園

(下記のとおり決定のうえ、別案により土木出張所長あて通知してよいかお伺いする。)

(課分)

00697

路川、河川 工事名	工事場所	市 町 大字	工事実施上の 必要条件	日から 日までの 日間)
工事番号	第 号	(官給材料等)	年 年 月 月	計
順位	指名(内申)業者名	業者名	1 重量	5.
クラス	業者名	住所	2 機械力	計
1		市 町 大字	3 指名回数	
			4 工事難易	
			5. 工事成績	

(昭和
年度施行)

00698

2		市 町 大字						
3		市 町 大字						
4		市 町 大字						
5		市 町 大字						
6		市 町 大字						
7		市 町 大字						
8		市 町 大字						
9		市 町 大字						
10		市 町 大字						

摘要

- 1 入札開札の日時 年 月 日 午後 時 分
- 2 入札開札の場所 ① 鳥取県土木部管理課 ② 土木出張所
- 3 設計書等閲覧場所 土木出張所
- 4 保証金 ① 入札保証金 免除 ② 契約保証金 免除